

継続登録について

一年度（一競技会年度）は、1月～12月です。

翌年1月末日までの継続登録とは、12月末日の登録状況（＝年度末昇降級確定後）を、そのまま翌年当初に継続する意思の手続を指し示します。

この継続登録の手続きで引退の意思を表すことはできません。

翌年度に引き継がないものが一つでもあれば、継続登録の手続きよりも前にその旨の引退届の提出が必要です。

（目安として11月末日まで）

また、継続登録の手続き行程では継続登録（級の引継ぎ）の処理しか行いません。住所等の個人情報に変更が生じた場合は、継続登録時に変更届を提出するのではなく、その変更が発生したときにその都度ご提出ください。